

証券コード 3011  
(発送日) 2024年6月12日  
(電子提供措置開始日) 2024年6月6日

株 主 各 位

埼玉県熊谷市石原一丁目102番地  
**株式会社 バナーズ**  
代表取締役社長 小林 由佳

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。  
さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.banners.jp/ir/meeting.html>



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3011/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「バナーズ」又は「コード」に当社証券コード「3011」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）17時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前11時
2. 場 所 埼玉県熊谷市石原1410番地 1  
熊谷市立勤労会館
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
    - ①連結計算書類の「連結注記表」
    - ②計算書類の「個別注記表」したがしまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
  - ◎ 本定時株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

### 株主総会会場における感染症対策に関するお知らせ

1. 本株主総会につきましては、感染症の感染状況をご勘案のうえ、ご来場についてご検討ください。なお、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席につきまして、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
2. 本株主総会の運営スタッフはマスク着用にてご対応させていただきます。感染症の感染拡大等の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

※お土産のご用意はございません。

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が第5類相当に引き下げられたこと等により日常生活を取り戻しつつあり、雇用・所得環境が改善する下で緩やかな回復が続く一方で、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念等の海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、金融資本市場の変動等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような事業環境下におきまして、当社グループは全社を挙げて各事業の特性及び付加価値性を活かした事業活動を推進いたしました。

不動産利用事業におきましては、埼玉県本庄市の既存物件の再開発を継続するとともに、新たに群馬県高崎市新町に賃貸用の土地を取得して2023年11月30日より賃貸を開始いたしました。今後も引き続き不動産市況や金利動向を考え合わせ、地域に根ざした成長性や資産性を見込める優良物件の取得に向けて、積極的に取り組んでまいります。

自動車販売事業におきましては、引き続きサービススタッフの資格取得を推進しております。また、車点検入庫や部品用品の販売を強化して基盤収益の確保に努めました。営業部門では、残価型クレジット勉強会や任意保険獲得研修を行い幅広いサービスに対応できるスタッフの育成を展開しております。資金繰りの観点から、頭金回収の徹底や残価型クレジットの推奨に注力しました。

楽器販売事業におきましては、世界的な物価上昇や円安の影響による販売商品の値上げ実施に対して来店客数が落ち込むこともなく、本年4月の価格改定予定を目前にした駆け込み需要もみられ、楽器の売上が増加しました。また、演奏会やコンクール及び学校の部活動や市民団体の活動等も活発に行われ、楽器本体に加え消耗材であるリード及びリード製作関連商品の需要の増加傾向もみられました。更なる売上増加を図るため、万全なウイルス感染対策を継続するとともに独自イベントの開催やキャンペーンを実施し、インターネットやSNSを活用した宣伝活動の頻度向上にも努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,684百万円（前連結会計年度比108.1%）、営業利益272百万円（同128.1%）、経常利益242百万円（同126.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益184百万円（同118.2%）となりました。

事業区分別の状況は次のとおりです。

[不動産利用事業]

売上高は410百万円（前連結会計年度比101.8%）、セグメント利益は290百万円（同110.7%）となりました。

[自動車販売事業]

売上高は3,765百万円（前連結会計年度比108.7%）、セグメント利益は74百万円（同188.5%）となりました。

[楽器販売事業]

売上高は509百万円（前連結会計年度比108.8%）、セグメント利益は29百万円（同127.8%）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、238百万円であります。

その主なものは、群馬県高崎市の賃貸物件の取得に226百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第72期 (2021年3月期)	第73期 (2022年3月期)	第74期 (2023年3月期)	第75期 (当連結会計年度 (2024年3月期))
売上高 (百万円)	3,547	3,924	4,335	4,684
経常利益 (百万円)	28	146	192	242
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	27	141	155	184
1株当たり当期純利益 (円)	1.64	8.78	9.78	11.98
総資産 (百万円)	9,279	9,136	9,043	8,702
純資産 (百万円)	2,256	2,336	2,448	2,490

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議 決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株式会社ホンダニュー埼玉	10	100	自動車販売、修理・保険販売
日本ダブルリード株式会社	50	100	楽 器 販 売
株 式 会 社 ル ボ ア	6	50	楽 器 関 連 事 業

## (4) 対処すべき課題

不動産利用事業におきましては、地域住民に愛され、親しまれる生活密着型の店舗作り・テナント誘致に徹してまいりました結果、現在では安定した収益計上に貢献しており、また単体型賃貸ビル事業から複合型ビル事業へ転向可能な恵まれた商業環境と立地条件をも備えた不動産を保有しております。今後はこうした経営資源を最大限に活用すべく、保有不動産の資産価値の維持・更なる向上のための施策を講じるとともに新規優良物件の取得が課題であると考えております。

自動車販売事業におきましては、同業他社と同様に営業スタッフやサービススタッフ等の人員確保に新卒又は中途採用の成果を上げることができず苦戦を強いられております。また、車両の電動化・コネクテッド・安全運転支援システム等の普及により販売・整備・ご用命の聞き取り等に専門知識が必

要とされます。これに対応できるスタッフの育成に注力し、競争力向上につなげたいと考えております。

楽器販売事業におきましては、物価の高騰や円安の影響による仕入原価の上昇を反映した適正な価格設定を行うとともに、経費の削減や市場環境の変化に対応した商品投入及び販売活動の実施により、今後も収益の確保に努めてまいります。また、お客様に対する万全のメンテナンスやアフターサービスの提供に加え、楽器やリードを安心してお選びいただくために、あらゆる感染症の防止策を導入してお客様に選ばれ続けるサービス体制を築き上げ、企業価値の向上に取り組んでまいります。また、通信販売での販売促進をこれまで以上に強化すると同時に、海外の顧客への情報発信を増やすことにより、外国人の顧客の来店を促し、売上の拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、不動産利用事業、自動車販売事業及び楽器販売事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 不動産利用事業  
土地・建物並びに駐車場の賃貸を行っております。  
(連結子会社・株式会社ホンダニュー埼玉への店舗賃貸含む)
- ② 自動車販売事業  
ホンダ車の販売・整備並びに保険の販売を行っております。
- ③ 楽器販売事業  
楽器の輸入・販売・修理を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

- ① 当社 本社 (埼玉県熊谷市)
- ② 子会社

株式会社ホンダニュー埼玉	本社・熊谷店 (埼玉県熊谷市)、寄居店 (埼玉県大里郡寄居町)、本庄店 (埼玉県本庄市)
日本ダブルリード株式会社	本社 (東京都新宿区)
株式会社ルボア	本社 (東京都新宿区)

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産利用事業	1 (－) 名	－ (－)
自動車販売事業	66 (4) 名	4名増 (2名減)
楽器販売事業	13 (16) 名	2名増 (－)
全社 (共通)	6 (－) 名	1名増 (1名減)
合計	86 (20) 名	7名増 (3名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7 (－) 名	1名増 (1名減)	41.8歳	5.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社群馬銀行	1,646百万円
株式会社武蔵野銀行	695百万円
株式会社足利銀行	650百万円
埼玉縣信用金庫	114百万円
株式会社日本政策金融公庫	95百万円
株式会社八十二銀行	57百万円
株式会社きらぼし銀行	17百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 20,236,086株 |
| ③ 株主数      | 6,239名      |
| ④ 大株主      |             |

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社エルガみらい研究所	3,030	19.78
みよし建設株式会社	1,007	6.57
株式会社ハイタッチ	917	5.98
有限会社昭和建材	743	4.85
小山 嵩夫	613	4.00
合同会社ゼンクーサ	497	3.25
川口 文三郎	428	2.79
鈴木 義雄	396	2.58
中島 和信	306	2.00
シニア開発株式会社	293	1.91

（注） 1. 当社は、自己株式を4,922,752株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 由佳	㈱ホンダニュー埼玉代表取締役 日本ダブルリード㈱代表取締役
取締役	柴田 文徳	㈱ホンダニュー埼玉監査役 ㈱ルポア監査役
取締役	安藤 功	㈱ホンダニュー埼玉取締役 ㈱ルポア取締役
取締役	萩森 弥郁夫	㈱ルポア代表取締役
取締役（監査等委員）	今井 潔	㈱ホンダニュー埼玉取締役
取締役（監査等委員）	小野 晴美	日本ダブルリード㈱監査役
取締役（監査等委員）	中田 研二	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）今井潔、小野晴美、中田研二の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）今井潔、中田研二の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・今井潔氏は、金融機関での長年の業務経験があります。
  - ・中田研二氏は、税理士の資格を有しております。
3. 当社は、内部監査室を設置して監査等委員会と連携する体制としているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）今井潔、小野晴美、中田研二の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

#### ② 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10.2 (-)	10.2 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4.5 (4.5)	4.5 (4.5)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	14.7 (4.5)	14.7 (4.5)	- (-)	- (-)	7 (3)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

**ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金**

該当事項はありません。

**ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額80百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は4名です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる監査等委員である取締役の員数は3名です。

**二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等**

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の内容の概要は次のとおりです。

取締役の報酬は、月例の固定報酬と退職慰労金のみとし、いずれも金銭によるものとします。固定報酬は、役位、職責、在任年数、社内取締役、社外取締役の別、その他会社の業績等を総合考慮して決定するものとします。退職慰労金は、「役員退職慰労金支給規程」に基づいて決定し、在任各年の報酬月額と役位に応じて算出された一定額を毎年引き当て、退任時に支給するものとします。

具体的な報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその決定を委任するものとします。代表取締役社長は、独立社外取締役及び監査等委員から適切な意見及び助言等を踏まえて透明性を確保した上で、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において決定するものとします。

**ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

取締役会は、代表取締役社長小林由佳に対し各取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬等の具体的な内容の決定を

委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職責について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 今 井 潔	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回、監査等委員会8回のうち8回出席いたしました。金融機関での長年の業務経験による専門的見地から、経営に対する的確な発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 小 野 晴 美	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回、監査等委員会8回のうち8回出席いたしました。企業経営についての十分な見識から、経営に対する的確な発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 中 田 研 二	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回、監査等委員会8回のうち8回出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、経営に対する的確な発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 城南監査法人  
② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12

- (注) 1. 当社の子会社につきましても当社の会計監査人による監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬の額について同意の判断をしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業倫理規範を策定し、全取締役及び使用人に対して周知徹底を図るものとします。
- ・違法行為等問題の未然防止と早期発見・早期解決のため、内部通報に関する内部規程を制定しております。
- ・法律的な諸問題について、当社顧問弁護士に随時相談できる体制を維持するものとします。

(運用状況)

弁護士と法律顧問契約を締結し、法律的な諸問題について、随時相談をしております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他文書等の保存及び管理の体制について、文書管理規程を設けるものとします。
- ・取締役及び監査等委員である取締役は、文書管理規程に基づき、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

(運用状況)

文書管理規程に基づく管理を行っております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・株式運用規程について、必要に応じて適宜改訂しリスクの最小化に努めるものとします。
- ・貸付に関する取り決めについて、必要に応じて適宜改訂しリスクの最小化に努めるものとします。

(運用状況)

規程や取り決めについて、改訂の必要性の検討を適宜実施しております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、定期的に開催する他、必要に応じて適宜開催するものとします。また、電子媒体を活用して経営情報や審議情報等を事前に共有し、情報伝達の効率化を図るものとします。

- ・通常の職務遂行については、業務分掌に基づき、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図るものとします。

(運用状況)

取締役会の開催に先立ち、経営会議での審議事項等の各種情報を事前に共有し、効率化を図っております。

**⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・当社グループ共通の企業倫理規範を策定し、全役職員への周知徹底を図ることで、グループにおける業務の適正の確保に努めるものとします。
- ・グループ連絡会を随時開催し、グループ間の情報共有及びグループ経営方針の統一を図るものとします。

(運用状況)

定期的に各子会社との会合を開催し、経営課題の把握に努めております。また、当社の内部監査部門による子会社等に対する監査を定期的に行っております。

**⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

- ・監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため内部監査室と連携するとともに、監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は専任スタッフを置くものとします。また、必要に応じて、その職務の内容ごとに担当部署が対応するものとします。

(運用状況)

取締役1名及びスタッフ1名からなる内部監査室を設置しております。

**⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

- ・監査等委員会がその職務の補助を求めた場合には、その補助に当たる当該取締役及び使用人は、その間、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないものとします。

(運用状況)

監査等委員会は、当該取締役及び使用人に対して、独立性が損なわれていないことを確認しております。

**⑧ 監査等委員会への報告に関する体制**

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監

査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとし  
ます。

- ・子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者及びこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとし  
ます。
- ・前各項の報告及び情報提供の対象となる事項として主なものは、以下のとおりと  
します。

イ. 法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事  
実を発見したときは当該事実

ロ. 内部統制システムの構築状況及び運用状況

ハ. 内部通報制度の運用状況及び通報内容

ニ. 業績及び業績予想の内容及び財務報告に関する重要開示事項の内  
容

ホ. その他コンプライアンス上重要な事項

(運用状況)

監査等委員会は、主に内部統制システムの運用状況について定期的  
に報告を受けております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを  
受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由と  
して不利な取扱いを受けないよう、適切な措置を講じるものとしま  
す。

(運用状況)

監査等委員会は、当該報告をした者が不利な取扱いを受けていない  
ことを確認しております。

⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限  
る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした  
場合、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を  
負担するものとし  
ます。

(運用状況)

監査等委員会は代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を  
除く。）と意思疎通を図り、必要な費用を速やかに処理できるよう努  
めております。

⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要情報に対する監査等委員である取締役のアクセス権を保障するものとします。
- ・監査等委員会は効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人と協議又は意見交換を行うものとします。
- ・監査等委員会の全ての構成員又は監査等委員会を代表する監査等委員である取締役は、代表取締役と定期的に会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換するものとします。

(運用状況)

監査等委員会は代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に意思疎通を図っております。

(6) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、そのためには中長期的な視野に基づいた企業価値の増大が欠かせないものであると考えております。配当の決定に当たり、安定した配当を継続的に行うことができるよう、将来の事業拡大に必要な内部留保を考慮した上で、業績動向や財務状況等を総合的に勘案し判断しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき4円とさせていただきます。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,758,371</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,262,321</b>
現金及び預金	837,377	支払手形及び買掛金	270,891
受取手形及び売掛金	77,607	短期借入金	300,000
商品及び製品	815,906	1年内返済予定の長期借入金	185,438
原材料及び貯蔵品	4,573	1年内返還予定の預り保証金	56,800
前渡金	47	未払金	23,823
前払費用	9,785	未払費用	32,024
1年内回収予定の長期貸付金	66	未払法人税等	36,827
その他	14,925	未払消費税等	13,684
貸倒引当金	△1,918	賞与引当金	18,477
		前受金	300,773
		その他	23,581
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,944,167</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,949,687</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,540,240</b>	長期借入金	2,791,770
建物及び構築物	2,133,662	役員退職慰労引当金	18,575
機械装置及び運搬具	118,731	退職給付に係る負債	127,437
工具、器具及び備品	21,450	預り保証金	1,206,966
土地	4,255,896	長期前受収益	80,097
リース資産	7,922	再評価に係る繰延税金負債	718,180
建設仮勘定	2,575	その他	6,660
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,634</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,212,009</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>401,292</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	1,502	<b>株 主 資 本</b>	<b>830,522</b>
長期貸付金	302,273	資本金	307,370
繰延税金資産	81,390	資本剰余金	576,022
その他	27,395	利益剰余金	776,931
貸倒引当金	△11,269	自己株式	△829,802
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,639,601</b>
		土地再評価差額金	1,639,601
		<b>非支配株主持分</b>	<b>20,405</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,702,538</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,490,529</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>8,702,538</b>

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,684,804
製品及び商品売上高	4,274,394	
不動産利用収入	410,410	
売 上 原 価		3,560,107
製品及び商品売上原価	3,399,079	
不動産利用経費	161,028	
売 上 総 利 益		1,124,697
販売費及び一般管理費		852,251
営 業 利 益		272,445
営 業 外 収 益		8,134
受 取 利 息	4,684	
受 取 配 当 金	59	
そ の 他	3,390	
営 業 外 費 用		37,870
支 払 利 息	32,478	
そ の 他	5,392	
経 常 利 益		242,709
特 別 損 失		6,630
役員退職慰労金	6,630	
税金等調整前当期純利益		236,079
法人税、住民税及び事業税		55,438
法人税等調整額		△6,610
当 期 純 利 益		187,250
非支配株主に帰属する 当期純利益		3,181
親会社株主に帰属する 当期純利益		184,068

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	307,370	576,022	656,558	△748,590	791,361
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△63,695		△63,695
親会社株主に帰属する当期純利益			184,068		184,068
自己株式の取得				△81,212	△81,212
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	120,373	△81,212	39,160
当連結会計年度末残高	307,370	576,022	776,931	△829,802	830,522

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,639,601	1,639,601	17,223	2,448,186
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△63,695
親会社株主に帰属する当期純利益				184,068
自己株式の取得				△81,212
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)			3,181	3,181
当連結会計年度変動額合計	—	—	3,181	42,342
当連結会計年度末残高	1,639,601	1,639,601	20,405	2,490,529

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>158,190</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>275,458</b>
現金及び預金	152,516	1年内返済予定の長期借入金	133,418
原材料及び貯蔵品	9	1年内返還予定の預り保証金	56,800
前払費用	2,786	未払金	3,720
預け金	2,877	未払費用	2,422
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,949,790</b>	未払法人税等	14,508
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,342,294</b>	未払消費税等	10,364
建物及び構築物	2,067,064	賞与引当金	1,178
機械装置及び運搬具	1,765	前受金	43,146
工具、器具及び備品	14,991	前受収益	9,138
土地	4,255,896	その他	760
建設仮勘定	2,575	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,662,778</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,174</b>	長期借入金	2,597,448
投資その他の資産	606,321	役員退職慰労引当金	18,575
投資有価証券	1,202	退職給付引当金	1,510
関係会社株式	278,166	預り保証金	1,246,966
出資金	1,000	長期前受収益	80,097
長期貸付金	295,000	再評価に係る繰延税金負債	718,180
繰延税金資産	27,926	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,938,236</b>
その他	3,026	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,107,980</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>530,142</b>
		資本金	307,370
		資本剰余金	573,850
		その他資本剰余金	573,850
		利益剰余金	478,723
		利益準備金	17,730
		その他利益剰余金	460,993
		固定資産圧縮積立金	3,092
		繰越利益剰余金	457,900
		自己株式	△829,802
		評価・換算差額等	1,639,601
		土地再評価差額金	1,639,601
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,169,744</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>7,107,980</b>

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		472,090
不 動 産 利 用 収 入	472,090	
売 上 原 価		181,611
不 動 産 利 用 経 費	181,611	
売 上 総 利 益		290,479
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		120,985
営 業 利 益		169,494
営 業 外 収 益		5,209
受 取 利 息	4,680	
受 取 配 当 金	33	
そ の 他	495	
営 業 外 費 用		29,158
支 払 利 息	27,364	
そ の 他	1,793	
経 常 利 益		145,545
特 別 利 益		34
固 定 資 産 売 却 益	34	
税 引 前 当 期 純 利 益		145,579
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		22,147
法 人 税 等 調 整 額		△795
当 期 純 利 益		124,228

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	307,370	573,850	573,850	11,361	3,286	403,542	418,191
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				6,369		△70,065	△63,695
当 期 純 利 益						124,228	124,228
固定資産圧縮積立金取崩					△193	193	—
自 己 株 式 の 取 得							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	6,369	△193	54,357	60,532
当 期 末 残 高	307,370	573,850	573,850	17,730	3,092	457,900	478,723

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△748,590	550,821	1,639,601	1,639,601	2,190,423
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△63,695			△63,695
当 期 純 利 益		124,228			124,228
固定資産圧縮積立金取崩		—			—
自 己 株 式 の 取 得	△81,212	△81,212			△81,212
当 期 変 動 額 合 計	△81,212	△20,679	—	—	△20,679
当 期 末 残 高	△829,802	530,142	1,639,601	1,639,601	2,169,744

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 バナーズ  
取締役会 御中

城南監査法人  
東京都渋谷区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩野 治夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 尽

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バナーズの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バナーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 バナーズ  
取締役会 御中

城南監査法人  
東京都渋谷区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	塩野	治夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤	尽

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バナーズの2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社パナース 監査等委員会

監査等委員	今 井	潔	Ⓔ
監査等委員	小 野	晴 美	Ⓔ
監査等委員	中 田	研 二	Ⓔ

(注) 監査等委員今井潔、小野晴美、中田研二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名等 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	こばやし ゆか 小林 由佳 (1972年9月25日生)  所有自社株式数： 173,435株 (2024年3月31日現在)	1995年4月 サントリー(株)（現サントリーホールディングス(株)）入社 2003年5月 同社退社 2006年1月 MHDディアジオ モエ ヘネシー(株)入社 2008年4月 同社退社 2009年11月 日本ダブルリード(株)取締役就任 2013年4月 同社代表取締役就任（現任） 2013年6月 当社取締役就任 2016年6月 当社代表取締役就任（現任） 2023年6月 (株)ホンダニュー埼玉代表取締役就任（現任）
2	しばた ふみのり 柴田 文徳 (1966年8月1日生)  所有自社株式数： 24,500株 (2024年3月31日現在)	2007年1月 当社入社 2007年2月 当社執行役員財務部長 2011年6月 (株)ホンダニュー埼玉監査役就任 2015年6月 当社取締役就任（現任） 2017年6月 (株)ホンダニュー埼玉取締役就任 2019年5月 (株)ルポア監査役就任（現任） 2022年6月 (株)ホンダニュー埼玉監査役就任（現任）
3	あんどう いさお 安藤 功 (1962年6月6日生)  所有自社株式数： 5,000株 (2024年3月31日現在)	1982年3月 三光電子工業(株)（現解散 三洋電子部品販売(株)）入社 2013年9月 同社退社 2015年5月 当社入社 2017年2月 (株)ルポア取締役就任（現任） 2019年6月 当社取締役就任（現任） 2020年6月 (株)ホンダニュー埼玉取締役就任（現任）
4	はぎもり みかお 萩森 弥郁夫 (1958年9月18日生)  所有自社株式数： 5,000株 (2024年3月31日現在)	2014年6月 当社取締役就任（現任） 2015年4月 (株)ルポア代表取締役就任（現任）

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	いまい きよし 今井 潔 (1949年9月30日生)  所有自社株式数： 18,400株 (2024年3月31日現在)	1972年4月 巢鴨信用金庫入庫 2010年6月 同庫理事退任 2012年6月 信友山の手剛代表取締役退任 2018年6月 当社社外監査役就任 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2023年6月 ㈱ホンダニュー埼玉取締役就任（現任） 2023年9月 （公財）全日本空手道連盟監事退任 2023年9月 （一社）東京都空手道連盟副会長退任
2	おの ほるみ 小野 晴美 (1962年6月3日生)  所有自社株式数： 一株 (2024年3月31日現在)	1985年4月 ㈱ファンハウス入社 1997年9月 同社退社 2016年6月 当社社外監査役就任 2018年6月 当社社外取締役就任 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2023年6月 日本ダブルリード㈱監査役就任（現任）
3	なかた けんじ 中田 研二 (1970年4月2日生)  所有自社株式数： 一株 (2024年3月31日現在)	1998年3月 税理士登録 2000年5月 中田税理士事務所開業 2015年6月 当社社外取締役就任 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 今井潔氏、小野晴美氏及び中田研二氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 今井潔氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を活かし、現在当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場から意見を述べ、当社経営の適法性・妥当性の確保に重要な役割を果たしております。これらの実績から、経営に対する監査・監督を行う監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である取締役であります。同氏の在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
4. 今井潔氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 小野晴美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、企業経営についての十分な見識を有しており、監査等委員である社外取締役として経営に的確な助言を頂けることと必要な監督機能を期待でき、適切な業務遂行がなされるものと判断したことから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である取締役であります。同氏の在任期間は本総会の終結の時をもって、監査等委員でない社外取締役として4年、その後引き続き監査等委員である社外取締役として2年とな

- ります。
6. 小野晴美氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
  7. 中田研二氏は、税理士としての専門的な知識と経験を有しており、監査等委員である社外取締役として当社の経営に的確な助言を頂けるとともに必要な監督機能を期待できるものと判断したことから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって、監査等委員でない社外取締役として7年、その後引き続き監査等委員である社外取締役として2年となります。
  8. 当社は今井潔氏、小野晴美氏及び中田研二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

### 【ご参考】

#### 当社取締役の有する主たる知識・経験・能力一覧表（スキル・マトリックス）

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社取締役の有する主たる知識・経験・能力は以下のとおりとなります。

氏名	役職名	企業経営 ・ 経営戦略	法務・ リスク 管理	ESG・ サステナ ビリティ	財務・ 会計	IT・ デジタル	人事・ 労務・ 人材開発
小林 由佳	代表 取締役	●		●			●
柴田 文徳	取締役	●	●				●
安藤 功	取締役			●	●	●	
萩森 弥郁夫	取締役	●		●		●	
今井 潔	社外 監査等 委員	●	●		●		
小野 晴美	社外 監査等 委員	●		●			●
中田 研二	社外 監査等 委員		●		●	●	

(注) 上記一覧表は、各氏の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く事になる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名等 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)
かねおか なおこ 金岡 直子 (1970年12月7日生)  所有自社株式数： 一株 (2024年3月31日現在)	2018年 日本デンソー通信(有)退社

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 金岡直子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 金岡直子氏につきましては、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、その見識を活かし、監査等委員である社外取締役として多面的な視点から客観的な意見をいただくことができ、適切に業務を遂行できるものと判断したことから、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 熊谷市立勤労会館  
〒360-0816 埼玉県熊谷市石原1410番地 1  
電話 048-523-3122



### ●交通のご案内

秩父鉄道 石原駅下車 徒歩10分

( J R 高崎線熊谷駅にて秩父鉄道線三峰口方面に乗換、2 駅目 )

※お土産のご用意はございません。